



2022年8月19日

各位

会社名 株式会社チャーム・ケア・コーポレーション
 代表者名 代表取締役会長兼社長 下村 隆彦
 (コード 6062、東証プライム市場)
 問合せ先 取締役常務執行役員 里見 幸弘
 電話 06-6445-3389

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年8月19日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2022年9月28日開催予定の当社第38回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることにもない、次のとおり定款を変更するものであります。
- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりです。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示す</p>	(削除)

現行定款	変更案
<p data-bbox="301 271 821 338"><u>ることにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="483 383 560 416">(新設)</p> <p data-bbox="483 770 560 804">(新設)</p>	<p data-bbox="847 383 1082 416"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="847 427 1449 533"><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="906 544 1449 725"><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="847 770 943 804"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="927 815 1449 996"><u>令和4年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="906 1008 1449 1151"><u>2 本附則は、令和4年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

- ・ 定款変更のための定時株主総会開催日 : 2022年9月28日（予定）
- ・ 定款変更の効力発生日 : 2022年9月28日（予定）

以 上